

令和4年（行ヒ）第234号 助成金不交付決定処分取消請求上告受理事件

上告人 株式会社スターサンズ

被上告人 独立行政法人日本芸術文化振興会

弁論要旨

令和5年9月22日

最高裁判所 第二小法廷 御中

被上告人訴訟代理人弁護士

小坂 準



同

森 安 博



同

蕪 城 雄一



同

金 井 秀 隆



同

北 村 直 太



同

官 本 龍太



被告人の主張は、令和5年9月8日付け答弁書に記載のとおりですが、弁論においては、その中から以下の点について、抽出してご説明いたします。

(1) 本件の審理対象は、上告人スターサンズが主張する次の2点のみです。

1点目は、原判決は、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の判断枠組みを誤った違法があるという主張、2点目は、原判決は判例違反に当たるとの主張です。

これから述べる理由によれば、上告人スターサンズの主張には、いずれも理由がなく、原判決の結論には影響を及ぼさないことは明らかですので、上告を棄却する判決を賜りますよう申し上げます。

なお、上告人スターサンズは、弁論において、憲法的問題を述べていますが、この点は、すでに最高裁により棄却されておりますので、審理の対象にはなっていないことを付言しておきます。

(2) 最初に、1点目の争点である、原判決は、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の判断枠組みを誤った違法があるとの上告人スターサンズの主張に対する反論を述べます。

まず、原判決も述べているとおり、被告人事長が行う本件の助成金の交付又は不交付の判断は、①助成の交付の対象となる事業の内容、②助成の対象となる経費及び助成金の額、③助成の必要性、④助成金を交付しない場合に内定者に生じ得る影響の内容及び程度等、⑤助成金を交付した場合に生じ得る影響の内容及び程度等の諸般の事情等を総合考慮した上でされる被告人事長の合理的な裁量に委ねられています。

また、被告人事長の本件の助成金の交付に関する裁量権の行使が逸脱濫用に当たるか否かの司法審査においては、その判断が裁量権の行使としてされたものであることを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くことがないかを検討し、その基礎とされた重要な事実には誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しない

こと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとして違法となります。

本件においては、映画「宮本から君へ」の主な出演者の一人であり、多数の映画作品やテレビドラマ等に出演歴のある著名人であった者が、逮捕、有罪判決を受けたことが国民の大きな関心事として新聞等により連日にわたり報道されていたという状況下において、被上告人理事長が、有罪判決が確定したという事実を踏まえて、薬物乱用の防止という公益の観点も考慮して、国民から徴収された税金を原資とする本件の助成金を交付しないとする決定をしたものでありますが、このような判断において、重要な事実の基礎を欠いているとか、その判断の内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠いているという評価はなされるべきではありません。

この点について、上告人スターサンズは、原判決は、①芸術的観点と②公益的観点の実質的な衡量を行わない判断枠組みを定立し、①芸術的観点を重視せず、②公益的観点だけを過度に重視し、あるいは、実質的には②公益的観点だけを考慮して交付・不交付の判断をするという判断枠組みにより司法審査を行ったものであると主張しています。

しかしながら、原判決は、明示的に「芸術的観点」を判断枠組みから排除していません。また、原判決は、「芸術的観点」と「公益的観点」の実質的な衡量も必要かつ十分な範囲で行っています。

また、被上告人の担当者は、令和元年7月2日から同月4日の間に基金運営委員会、映像芸術部会の部会長、部会長代理、劇映画専門委員会の主査、そして劇映画専門委員会の委員ら合計21名にそれぞれ個別に電話をし、助成金を交付しない方針であると伝えており、これに反対の意見を明らかにした者はいませんでした。この点も被上告人理事長は考慮していますので、助成金の不交付決定に当たっては、芸術的観点についても十分に考慮をした上で判断をして

いました。

これらに照らせば、原判決には、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の判断枠組みを誤った違法があるとの上告人スターサンズの主張には理由がないということになります。

したがって、原判決の認定判断に誤りはなく、原判決の結論は維持されるべきです。

- (3) 次に、2点目の争点である、原判決は判例違反に当たるとの上告人スターサンズの主張に対する反論を述べます。上告人スターサンズは、判例違反として、主に最高裁平成27年判決に違反しているということを述べています。

最高裁平成27年判決は、行政手続法12条1項に基づいて定められ公にされている処分基準に関し、その処分基準の定めと異なる取扱いをすることは、相当と認めるべき特段の事情がない限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たる旨を述べた判例になります。

しかしながら、そもそも本件は、「先行の処分を受けたことを理由として後行の処分に係る量定を加重する旨の不利益な取扱いの定めがある」ことを前提とした事案でもなければ、行政手続法12条1項に基づく処分基準が問題となっている事案でもありません。

また、文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱8条1項は、補助金の交付という授益的処分に関する内部的な手続細則であり、国民に一定の法的利益を付与するものでもありません。

さらに、本件は、授益的処分が問題となっている事案であり、不利益処分が問題となった最高裁平成27年判決とは大きく事案が異なります。

仮に、最高裁平成27年判決の射程が本件に及ぶと評価されたとしても、助成金交付要綱8条1項は、被上告人理事長は、「助成金交付申請書を受理し」、「その内容を審査」して、「助成金を交付すべきと認めたとき」には、助成金の交付決定をするということのみを規定しているにすぎませんので、被上告人

理事長は、助成金交付要綱の定めに従って、「その内容を審査」したものであり、助成金交付要綱に記載されている内容と異なる取扱いをしたという事実はございません。

これらに照らせば、原判決には、判例違反に当たるとの上告人スターサンズの主張には理由がないということになります。

したがって、原判決の認定判断に誤りはなく、原判決の結論は、この点からも維持されるべきです。

- (4) 最後に、本件は、究極的には、国民の税金を財源として、特定の事業者に対して事業を助長するために恩恵的に交付される任意的補助金の使途が問題となっている事案です。

被上告人は、芸術団体が行う芸術活動に対する援助を行うことで芸術その他の文化の向上に寄与することを目的としている一方で、様々な国難のなかで限られた財源である貴重な税金をどのように分配すべきか、という観点から国民の厳しい視線が常に向けられています。

被上告人理事長が行う本件の助成金の交付又は不交付の判断において考慮される事項の一つである、助成金を交付しない場合に内定者に生じ得る影響の内容及び程度という観点からみたときに、本件では、助成金の不交付が上告人スターサンズに与える内容、程度は極めて限定的でした。

具体的に申し上げますと、上告人スターサンズは、不交付決定がなされる時点よりも前に、出演者側から賠償を受けられることを予見しており、現に、上告人スターサンズは、助成金の不交付決定後に、出演者の元所属事務所から助成金相当額の1000万円の金銭を受領していました。また、映画「宮本から君へ」は、交付内定の段階で、すでに完成しており、不交付決定が、映画の内容や公開時期に影響を与えるものでもありませんでした。つまり、国民の税金を財源とする助成金の交付がなければ、映画の製作や公開ができなかったという事案ではありませんでした。

以上のとおり、上告人スターサンズの上告にはいずれも理由がなく、原判決の結論には影響を及ぼさないことは明らかですので、上告人スターサンズの上告を棄却する判決を賜りますよう重ねて申し上げます。

以 上